

2022年11月28日

第46回全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会における
新型コロナウイルス感染症に係る特別措置について

四国吹奏楽連盟

全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定

第6条 各アンサンブルの編成は3名以上8名以下までとし、県大会と同一メンバーとする。

この取り扱いについて、四国吹奏楽連盟総会資料13ページに下記の記述があります。

欠員があっても3名以上で演奏の場合、審査の対象とし賞を与えるが、代表権は与えない。

しかしながら、四国支部大会開催時の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、欠員が生じるグループが多数出ることも考えられます。

そこで、四国吹奏楽連盟理事会で協議し、今年度のみの特別措置として、下記のとりの取り扱いとします。

新型コロナウイルス感染症に限定して、演奏者本人が陽性者となった、あるいは陽性の可能性があるために、四国支部大会に出場できなくなり、欠員がある状態で演奏した場合も代表権があるものとします。

なお、この状況で代表となった場合、全国大会においては、四国支部大会時に出場しなかった演奏者も含めて出場することも認めます。

さらに、この取り扱いは、各県大会においても同じものとします（上記の「四国支部大会を各県大会」に、「全国大会を四国支部大会」に読み替えてください）。

ただし、欠員が生じて演奏者が2名以下になった場合、従来どおり、出場して演奏していただいて結構ですが、審査の対象としません。

欠員が生じた状態で出場する場合、下記の条件を満たさなければ、この取り扱いを受けることはできません。

- (1) 事前あるいは事後に、校長や団長から「新型コロナウイルス感染症により出場できなくなった」旨の文書を提出すること（様式は自由とするが、校長や団長から理事長宛とする）。
- (2) 著作権については、各団体において問題にならないようにすること。
- (3) 上位大会で復帰する演奏者は、申し込み時の登録メンバーでなければなりません。